

民法第233条（竹木の枝の切除及び根の切取り）の改正について

■令和5年4月1日の民法改正により、越境する隣地の竹木の枝の切取りに関するルールが変更となりました

八千代市では、隣地からの樹木の越境については、居住の有無に関わらず、民事（相隣関係）の問題となりますので、仲介（伐採の依頼を含む）・仲裁を行ったり、伐採等を行ったりすることができません。

民法においても、これまでは竹木の枝が隣地から自分の土地に越境してきた場合、自分で切り取ることが認められておらず、その所有者に切ってもらうか、所有者に対して切除を求める訴えを起こす必要がありました。

令和5年4月1日から施行された改正民法第233条では、原則は従来どおり竹木の所有者に切除を求めるべきとしながらも、催告しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査してもわからない場合等には、越境された土地の所有者が自ら切り取ることが可能とする内容に変わりました。

なお、八千代市では竹木の枝が法的に切除可能かどうか判断しかねますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

（改正後）民法第233条

（竹木の枝の切除及び根の切取り）

第二百三十三条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう**催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しない**とき。

二 竹木の**所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない**とき。

三 **急迫の事情がある**とき。

4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

・よくある質問

Q1. 催告してからどのくらい待てばよいのか？

改正後の民法第233条第3項第1号に規定された「相当の期間」とは、越境した枝を切り取るために必要な時間的猶予（業者への依頼等）を与える趣旨であり、事案にもよりますが、基本的には2週間程度と考えられます。

Q2. 越境しているので今すぐ切りたいが構わないか？

越境している竹木を全て自分で切除してよいわけではなく、民法第233条に該当する場合のみとなります。切除をお考えの場合は、事前に弁護士等、法律の専門家にご相談ください。

Q3. 枝を切除する場合、勝手に隣地に入ってよいのか？

改正後の民法第233条第3項の規定による枝の切取りであれば、必要な範囲内で隣地を使用することができます。ただし、居住宅についてはその居住者の承諾がなければ、立ち入ることができません。

参考：民法第209条

（隣地の使用）

第二百九条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。

- 一 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕
- 二 境界標の調査又は境界に関する測量

三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切取り

2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者（以下この条において「隣地使用者」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。

4 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

Q4. 隣地の所有者をどうやって調査したらよいのか？

ホームページにも記載したとおり、千葉地方法務局 船橋支局や佐倉支局にて登記事項証明書を取得し、調べることができます。

所有者を調べずに切除した場合、違法となる可能性がありますのでご注意ください。また、請求先が分からず費用請求できない場合があります。

Q5. かかった費用は請求できるのか？

越境した枝の切り取り費用は、枝が越境して土地所有権を侵害していることや、土地所有者が枝を切り取るにより竹木の所有者が本来負っている枝の切除義務を免れることを踏まえ、基本的には竹木の所有者に請求できると考えられます。

参考：民法第703条及び第709条

（不当利得の返還義務）

第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

Q6. 市役所内でこのような問題を相談できる部署はあるか？

上にも記載したとおり、八千代市では、隣地からの竹木の越境については、居住の有無に関わらず、民事（相隣関係）の問題となり、対応できる部署はありません。

また、市では法的に切除可能かどうかについては判断しかねることや、必要以上の切除によって所有者とトラブルになることも考えられますので、事前に弁護士等、法律の専門家にご相談ください。

なお、法律相談については、本市の法律相談（予約制となります）などが利用できます。詳細につきましては、法律相談のホームページ（コミュニティ推進課）をご確認ください。

法律相談ホームページ：<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/12/2204.html>